

諸外国の行動制限等の現状について(4/1 17:00 更新・調査中)

※在外公館等において把握している主な取組に限る。

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
米国	<ul style="list-style-type: none">○連邦政府は、10人以上の社会的会合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を避ける等の大統領ガイドラインを発出(4月30日まで)○各州及び各自治体(都市)において、例えば以下のような措置を実施<ul style="list-style-type: none">・ レストラン・バー等の店内営業禁止(持帰り等に限る)・ 必要不可欠ではない業態のビジネス(興行等)の閉鎖指示・ 集会・イベントの禁止等	<ul style="list-style-type: none">○全国47州で3月16日以降、順次、学校閉鎖を実施。少なくとも124,000の公私立学校の5,510万人に影響○カンザス州、バージニア州、オクラホマ州、アラバマ州、アリゾナ州、ニューメキシコ州、バーモント州は今年度末(8月末)までの閉校を決定○州単位で閉校を決定していない州においても、広範な地域で学校閉鎖を実施	<ul style="list-style-type: none">○連邦政府による非常事態宣言(3月13日)○連邦政府は、10人以上の社会的会合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を避ける等の大統領ガイドラインを発出(4月30日まで)(再掲)○全州による非常事態宣言等の発出○各州・自治体による自宅滞在命令の発出(31州82郡18市、ワシントンDC及びプエルトリコ)○国務省による全ての海外渡航の中止勧告(3月19日)○連邦政府による大規模災害宣言(23州及びワシントンDC、グアム、プエルトリコ)○CDCは、ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネティカット州の居住者に対し、不要不急の国内旅行を3月28日夜以降14日間控えることを強く推奨。(運送・公的医療・金融・食品供給等従事者には適用されない。)

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
英国	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年5月7日予定の統一地方選の1年延期を発表(3月13日) ○大規模イベントに対する政府の不支持を表明(3月16日首相会見) ○パブ、レストラン、劇場等の3月20日夜からの閉鎖(3月20日首相会見) 【スコットランド】 ・500人以上の集会禁止(3月16日～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○イングランド、ウェールズ、スコットランドで学校閉鎖(3/20～)(北アイルランドの児童生徒は3/18～、教職員は3/23～) ※ただし、医療職員等主要労働者の児童生徒のためには学校継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○単身の有症状者は、7日間自宅待機(3月12日「自宅待機ガイドライン」、3月16日更新) ○自身又は家族に症状のある場合に14日間の自宅待機を要請(3月16日首相会見) ※いずれも軽症の場合、専用ダイヤルに電話せず、国民保健サービスのウェブサイトから情報を得ることを要請 ○NHSイングランドが、高リスク者150万人に12週間の外出自粛を個別勧告(3月22日) ○少なくとも3週間、全ての国民に自宅待機を指示。生活必需品の購買、在宅ではなし得ない業務の通勤等のみ許される。加えて、以下指示。 <ul style="list-style-type: none"> ・同居しない家族や友人に会わないこと ・必要不可欠でない商品を扱う店舗、図書館、遊び場や屋外ジム、礼拝所の閉鎖 ・同居家族を除いて2人よりも多い人数(3人以上)による公共の場の集会禁止 ・葬儀を除き、結婚や洗礼その他の儀式を含む社交場の行事を停止 ※違反には警察が罰金・解散命令(3月23日首相会見) ○不要不急の全海外渡航の自粛を要請(3月17日) ○海外渡航中の英国人に対し、直ちに帰国するよう要請(3月23日)

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ○連邦政府が集会の制限に関するガイドラインを作成、実際に導入するかどうかは各州政府が決定 例:250人以上のイベント中止要請(ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州等) 	<p>【マニトバ州】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校(幼稚園～高校)の閉鎖を要請(3月13日～4月13日(予定)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○クルーズ船への乗船中止要請(3月9日連邦外務省) ○不要不急の海外渡航に対する中止要請(3月13日連邦外務省) ○州政府による非常事態宣言等の発出: オンタリオ州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州(3月17日)
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> ○生活必需品の販売店を除く商店、文化施設等、レストラン等の営業を一時的に停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○全州の大学以下の教育機関の休校措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての不要不急の移動を制限(必需品の購入、通院等を除く)(3月14日～4月12日) ○必需品販売店・重要インフラ等真に必要な分野に従事する者以外は3月30日～4月9日の間、有給休暇の取得義務(3月29日)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○100人以上の集会を禁止(3月15日～4月15日) ○大衆向け施設(レストラン、飲料提供店、美術館等)の受入れを禁止(3月15日～4月15日) ○屋内外の市場を閉鎖(食品市場は地域事情を踏まえ対象外となりうる)(3月24日～4月15日) ○3月22日に予定されていた市町村議会選挙の決選投票を延期 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの受入れ施設・教育機関(保育所、小中学校、高校、大学等)を一時停止(3月16日～4月15日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○100人以上が乗船するクルーズ船の寄港を禁止(3月15日～4月15日) ○自宅外の移動を禁止(必需品の買物、通院、テレワークが困難な場合の通勤、若干の運動等は除く。ただし、移動に際し証明書類の所持が必要)(3月17日～4月15日) ○公衆衛生法典に「衛生緊急事態」に係る規定を創設し、「衛生緊急事態」を宣言することで、移動制限、物資の徴用等の広範な権限が行使可能に。また、違反者の罰則強化(従来、公衆衛生法典に基づき措置を講じる権限はあったが、より明確化するもの) ○本土と海外の領土との間の民間航空機での移動を禁止(3月24日～4月15日)

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○独全土において、全ての飲食店の閉鎖(個人が自宅で飲食するための料理の販売は例外) ○グループによるパーティーは、公共の場所か私的な空間(住居)かを問わず許容されない。違反行為には罰則上記は、最短2週間適用する(3月22日) 【バイエルン州、バーデン=ヴュルテンベルク州、ザクセン州、ザクセン=アンハルト州】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 州令に基づき、勤労活動・生活必需品の購入等以外の外出を制限し、違反者に罰則 	<ul style="list-style-type: none"> ○全州の教育施設(学校、幼稚園等)の休校措置(最長で3月16日～4月19日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○独全土において、接触制限(公共空間における同居家族以外の2人を超える集まりを禁止)を最短2週間適用する(3月22日) ○観光目的での外国渡航中止を勧告(3月17日)
スイス	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品、薬局を除く全ての店舗、レストラン、バー、娯楽施設、その他十分な対人距離を確保できない業種(ヘアサロン等)を閉鎖(テイクアウト食品店等は対象外)(3月17日～4月19日) ○連邦議会は開催中の上下両院による春会期の中止を決定(3月15日) ○公私を問わず、全てのイベントを禁止(近親者の葬式を除く)(3月16日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校以降の教育機関を閉鎖(全国4月4日まで、ジュネーブ州4月8日まで、ヴォー州4月30日まで等) ○ジュネーブ州、バーゼル・シュタット準州では保育園も閉鎖。閉鎖するかは各州の判断 	<ul style="list-style-type: none"> ○大統領による非常事態宣言(3月16日) ○社会生活で人との距離を保つよう要請 ○ラッシュ時通勤の回避・テレワークを推奨

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
韓国	<p>3月22日～4月5日の15日間、社会距離の確保(Social distancing)を集中的に実施</p> <p>○国民への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の集会、外食、行事、旅行の延期・中止、及び生活必需品の購入、医療機関訪問、通勤以外は外出を自制 ・退勤後は直ちに帰宅 ・在宅勤務、柔軟勤務、通勤時間の調整により密集した勤務環境を避け、有症状者は出勤を自制 <p>○宗教施設、室内体育施設、遊行施設等への運営中断勧告</p> <p>※勧告に従わない場合、感染症予防法に基づき勧告状の発出後、集会・集合禁止命令(行政命令)が出され得る。</p>	<p>○幼稚園、初・中等学校の新学期始業日を延期(4月9日以降、順次、オンラインで始業開始)</p> <p>○保育園の休園期間を延長(4月5日へ)</p>	<p>3月22日～4月5日の15日間、社会距離の確保(Social distancing)を集中的に実施(再掲)</p> <p>○国民への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の集会、外食、行事、旅行の延期・中止、及び生活必需品の購入、医療機関訪問、通勤以外は外出を自制 ・退勤後は直ちに帰宅 ・在宅勤務、柔軟勤務、通勤時間の調整により密集した勤務環境を避け、有症状者は出勤を自制 <p>○宗教施設、室内体育施設、遊行施設等への運営中断勧告</p> <p>※勧告に従わない場合、感染症予防法に基づき勧告状の発出後、集会・集合禁止命令(行政命令)が出され得る。</p>